**評議員及び役員等報酬及び費用弁償に関する規程**

# （目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人育和会（以下「法人」という。）の評議員及び役員等の報酬の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする

# （定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めることによる。

（1）評議員とは、定款第5条による者をいう。

(2) 役員とは、定款第15条による理事および監事をいう。

(3) 役員等とは、役員並びに顧問、委員会委員をいう。

(4) 顧問とは、定款第22条による者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬及びその他の職務遂行のために支払われる対価をいう。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の

　　経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

# （報酬等の額）

第３条　評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

２　役員の報酬は、評議員会で定める上限額の範囲内で、別表２に定める額を支給する。

但し(1)役員が園舎建替や管理職交代によるサポート等法人業務以外の職務を行った場合は、当該施設の非常勤職員給与を支払うことができる。

(2) 役員が在宅勤務をした場合は、これを勤務したものと認める。

３　顧問の報酬は、評議員会で定める上限額の範囲内で、別表３に定める額を支給する。

４　報酬を日額で支給する評議員及び役員等が、半日（3時間）未満法人の業務に従事した場合、報酬額は、半額とする。但し、会議等で事前に資料が送付された時及び事前相談を受けた時は、これを業務とみなすものとする。

（報酬支払方法）

第４条　前条各号に規定する報酬、費用等は本人の指定する本人名義の口座に振り込むものとする。

（計算期間並びに支給日）

第５条　報酬等の計算期間は15日締の当月25日払いとする。ただし、当日が休日のときは、順次前日に繰り上げるものとする。

(費用の弁償)

第6条　法人は、法人は、第2条1号、第2号、第3号による役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、職員旅費・交通費等支給規定に準じて算出されるものとする。

３　費用の弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（職員兼務役員等）

第7条　施設及び法人の職員と兼務する役員等の報酬等は、無報酬とする。

（職務証跡）

第8条　評議員及び役員等は、職務証跡として出席簿等の作成に協力するものとする。

（公表）

第9条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として

　公表する。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

# 付　則

# この規程は、令和2年7月1日より適用する。

# この規程は、平成31年4月1日より適用する。

# この規程は、平成29年6月3日より適用する。

この規定は、平成23年4月1日より適用する

この規定は、平成21年4月1日より適用する。

　　　　この規定は、平成19年4月1日より適用する。

別表１　評議員の報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 報酬額 | 年間上限額（全員） |
| 評議員 | 日額 12,000円 | 500,000円 |

別表２　役員の報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 報酬額 | 年間上限額（一人当り） |
| 理事長 | 月額 140,000 円 | 2,000,000 円 |
| 理 事 | 日額　12,000 円 | 600,000 円 |
| 監 事 | 日額　12,000 円 | 600,000 円 |

※月額基準は、月10日を基準とし、これを超えて勤務した場合は他の月に振り替えることができる。

別表３　顧問・委員会委員の報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 報酬額 | 年間上限額（一人当り） |
| 顧　問 | 日額 12,000 円 | 600,000 円 |
| 評議員選任・解任委員 | 日額 12,000 円 | 30,000円 |
| 苦情対応第三者委員 | 日額 12,000 円 | 300,000 円 |